

令和3年6月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

令和3年6月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年6月における武蔵野市議会議員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 期末手当の額は、武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第5号）第1条に規定する議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

令和3年6月における武蔵野市議会議員の期末手当について定めるものである。